

●香川県告示第291号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年9月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市幸町1番1号

国立大学法人香川大学 学長 長尾 省吾

(2) 事業場の所在地及び名称

木田郡三木町大字池戸1750-1

三木町医学部地区

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種類	病院に設置される洗浄施設		
能力	①50L 1基、②16L 2基、③12L 1基 ④135L 1基		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	工事着手後2箇月		
使用開始予定年月日	完成後		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	9時間断続使用		
排出される汚水等の污染状態	項目	通常	最大
水等の汚染状態	水素イオン濃度	6.5~8.5	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	50	50
	化学的酸素要求量 (mg/L)	50	50
	浮遊物質量 (mg/L)	50	50
	窒素含有量 (mg/L)	60	120
	りん含有量 (mg/L)	10	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	<1	<1
	排出される汚水等の量	(m ³ /日)	1.2(5基分)

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更無し

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成27年9月29日から同年10月20日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三木町環境保全課